

嬉野高等学校塩田校舎における部活動に係る活動方針

1 目的

嬉野高等学校塩田校舎における部活動に係る方針は、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や、佐賀県の「運動部活動の在り方に関する方針」及び「文化部活動の在り方に関する方針」をもとに、生徒の心身の健全な成長と教職員の働き方改革の観点から、部活動の在り方を示すものである。

本方針の中で、本校の部活動の活動時間及び休養日の設定、その他適切な部活動の取組に関する事柄を示し、生徒の発達段階や競技レベルや文化芸術の分野の特性等を踏まえ部活動が最適に実施されることを目指す。

2 本校における部活動の基本的な考え方

(1) 部活動の位置づけ

部活動は、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、学校教育の一環として位置づけ、教育課程との関連を図りつつ、効率的・効果的な取組となるよう実施する。

(2) 部活動の指導目標

一人ひとりの生徒が活動を通して、自己の能力を高め、個性の伸長を図りながら、豊かな人間性を育むとともに、地域や保護者との連携を図り、地域社会の一員としての責任感を育てるものとする。

3 合理的で効果的な活動の推進

(1) 部活動の方針策定等

ア 校長は、佐賀県「部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度、「部活動に係る活動方針」を策定し、各部活動の「年間の活動計画」とともに公表する。

イ 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月
の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。

(2) 適切な指導の実施

ア 指導にあたっては、生徒の心身の健康管理と事故防止の徹底を図り、体罰・ハラスメント行為の根絶を徹底する。また、夏季の部活動においては熱中症防止の徹底を図る。

イ 活動内容については、生徒とのコミュニケーションの充実による意欲の向上と、生徒が主体的に取り組む力の育成を図りながら、短時間で効率的・効果的な質への転換に努める。

ウ 部顧問は、競技や分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングを導入し、生徒の発達段階に応じながら、短時間で効果が得られるような活動に努める。

4 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動については、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のように基準を設定する。

(1) 学期中の休養日

ア 学期中の休養日は原則として週当たり2日以上休養日を設ける。

イ 平日少なくとも1日を休養日とする。

ウ 週休日は土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。

ただし、競技や分野等により、週休日に活動する必要がある場合は、休養日を平日に振り替えることができる。例えば、土日の両日に大会等が実施された場合、平日に休養を取るなど、翌週又は月単位、学期単位等での運用も考えられる。

(2) 長期休業中の休養日

長期休業中の休養日については、生徒が学習や十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるようにある程度の長期休養期間を設けることについても配慮する。

(3) 活動時間

ア 一日の活動時間は、平日は長くとも2時間程度、休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。

ただし、競技や分野の特性等で難しい場合は、生徒、保護者の理解と協力のもと、学校長の許可を受けることとする。

イ 定期試験日の1週間前から終了前日まで原則として活動中止とするが、試験終了後1か月以内に公式大会・競技会等に出場する場合、あるいは県代表として全国・九州大会等に出場する部活動については学校長の許可を受けることとする。活動時間の規定については別に定める。

(4) 下校時刻

ア 活動時間に合わせ、下校時間を設定する。

イ 生徒が安全に帰宅できるように、日没時間や気象状況を考慮する。女子生徒の下校時刻の設定については特に配慮する。

5 参加する大会等の精選

部顧問は、高体連主催や高文連主催、関係団体主催などにより多くの大会等が開催されていることから、生徒の教育上の意義や心身の健康、学習時間確保を考慮し、参加する大会等を精選するよう努める。